

## 【入札関係注意事項】

### 1 入札書の作成、提出等について

- (1) 入札は、所定の様式によるものとし、次に掲げるところにより作成しなければならない。
- ① 入札書には、入札金額、業務名、入札保証金、入札年月日並びに住所及び氏名を記載しなければならない。
  - ② 文字はすべて「かい書」とし、インキ又はボールペンで明確に記載すること。
  - ③ 「入札金額」は、アラビア数字により記載し、訂正してはならない。  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
  - ④ 「住所及び氏名」は、次の区分により正確に記載しなければならない。  
ア 代表者の住所及び氏名（法人、組合等にあつては、当該法人、組合等の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名）を記載すること。  
イ 代理人が入札する場合は、代理権を与えた者の住所及び氏名（法人、組合等にあつては、当該法人、組合等の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名）並びに代理人の住所及び氏名を記載すること。
- (2) 入札者は、入札物件、契約条項等及び県の担当から指定された事項を承知の上、前号による入札書を作成し封筒に入れて提出しなければならない。この場合において、代理人により入札させるときは、代理権を証する委任状を提出しなければならない。
- (3) 入札者は、その提出した入札書を書き換え又は撤回することができない。
- (4) 郵便（書留郵便に限る。受領期限までに必着のこと。）による入札は認める。
- (5) 入札は、総価方式で行う。

### 2 無効入札

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札
- (2) 指定した日時までに指定した場所に到達しない入札
- (3) 同一人が同一物件に対してした2通以上の入札
- (4) 他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札
- (5) 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札並びに次に掲げるところによりした入札
  - ① 鉛筆、その他の容易に改ざんできる筆記具で作成したもの
  - ② 金額をアラビア数字以外で記載し、又は訂正したもの
  - ③ 「業務名」で業務名の記載のないもの又は記載を誤ったもの
  - ④ 「住所及び氏名」の記載を誤ったもの
- (6) 代理人が入札する場合に委任状を提出しなかった入札
- (7) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

### 3 落札者の決定方法

有効な入札書を提出し、かつ予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示したものを落札者とする。落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。なお、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって本件入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

### 4 落札価格

入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とする。

この場合において、当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、当該端数金額を切り捨てた後に得られる金額をもって、申込があったものとする。

### 5 契約の締結

落札者は5日間以内に県が指定する契約書により契約を締結するものとし、この期間に落札者が契約の締結をしないときは、その者の落札は効力を失うものとする。

### 6 その他

- (1) 仕様書に示す条件を満たすためのすべての経費を含むものとする。
- (2) 代理人による入札を行う場合は、必ず委任状を持参すること。
- (3) 入札参加者及びその代理人の本人確認のため、顔写真入りの身分証明書等の提示を求めるので、必ず持参すること。
- (4) 入札結果、参加事業者名は情報公開の対象となり、公表するので、参加事業者にあつてはその旨了解の上入札すること。また、入札事務の適正化を図るため、徳島県情報公開条例に基づく文書公開の請求があつた場合には、入札代理人の氏名を公開することとするのでその旨了解の上参加すること。

### 7 問い合わせ先

徳島県立二十一世紀館 総務担当 担当名 新原 (電話番号) 088 - 668 - 1111